# 資料1 研究会の運営等

(1)	開催要綱	·····P1
(2)	構成員名簿	Р3
(3)	研究会スケジュール(案)	P4

## 地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会(開催要綱)

#### 1 趣旨

地方公共団体においては、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、任期 の定めのない常勤職員を中心としつつ、臨時・非常勤職員、任期付職員などの多様 な任用・勤務形態が活用されている。

臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等については、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保できるよう、平成26年7月の公務員部長通知で改めて留意すべき事項を示し、各地方公共団体において取扱いを再度検証した上、必要な対応を図るよう要請している。

今般、この通知のフォローアップを含めた調査を実施しており、その結果や関連する新たな動きを踏まえ、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方について検討を行う。

#### 2 名称

本研究会の名称は、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在 り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)とする。

#### 3 研究内容

研究会は、地方公務員の臨時・非常勤職員等の実態調査等を踏まえ、以下の事項 について調査研究を行う。

- (1) 臨時・非常勤職員の任用等の在り方について
- (2) 任期付職員の任用等の在り方について
- (3) その他研究会で定めるもの

#### 4 研究会構成員

研究会構成員は、別紙のとおりとする。

#### 5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。

#### 6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3)会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

#### 7 雑則

- (1)総務省自治行政局公務員部公務員課に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

#### (別紙)

地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の 任用等の在り方に関する研究会構成員

いとう まきつぐ 伊藤 正次 首都大学東京大学院社会科学研究科教授

ままはし ま ゆ み 大橋 真由美 成城大学法学部教授

<sup>かゎ た たくゅき</sup> 川田 **琢 之** 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

こすぎ れいこ 小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー

たかはし しげる 高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授

なかむら たかこ 中村 貴子 埼玉県久喜市総務部副部長

ぬのやま ゆうこ 布山 祐子 日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

ひとら ただし 人羅 格 毎日新聞社論説委員

ゃぇがし たかあき 八重樫 高明 東京都総務局人事部制度企画課長

(敬称略、五十音順)

### 研究会スケジュール (案)

第1回 (7月26日) 現行制度の概要、これまでの経緯等の説明、

研究会の進め方

第2回 (8月 9日) 地方公共団体からヒアリング

第3回 (8月31日) 水町勇一郎教授(東京大学社会科学研究所(労働法)、

同一労働同一賃金の実現に向けた検討会(厚生労働省・一億総活躍推進室)委員)、厚生労働省職業安定局

派遣・有期労働対策部からヒアリング

第4回 (9月13日) 地方の臨時・非常勤職員に関する実態調査

結果の報告

第5回 (9月26日) 職員団体からのヒアリング、論点整理①

第6回 (10月13日) 論点整理②

第7回 (11月 4日) 論点整理③

第8回 (11月24日) 報告書(素案)

第9回 (12月12日) 報告書(案)

第10回(12月22日) 報告書のとりまとめ